

# スポーツビジネスジャパン2019 together with スタジアム&アリーナ2019

## 協賛申込書

会期 2019年11月19日(火)~20日(水)  
会場 さいたまスーパーアリーナ

申込期限  
コンファレンス協賛 2019年5月10日(金)  
その他協賛プラン 2019年8月30日(金)

提出先 スポーツビジネスジャパン2019 together with スタジアム&アリーナ2019事務局  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館ビル 株式会社コングレ内  
TEL : 03-5216-5307  
F A X : 03-3263-4032  
Email : sportsbusiness@congre.co.jp

当社は協賛規約に同意のうえ、以下の通り申込みます。

### ■申込者情報

※各種印刷物、公式ウェブサイトなどに掲載する際の表記となります。  
お申込み後、内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

会社名/ 団体名	(フリガナ)				印
	和文				
	英文				
所在地	〒		TEL		
			FAX		
URL					

担当者 連絡先	氏名	印	Email	
	部署・ 役職		個人 携帯	

### ■協賛プラン (お申込されるプランの申込枠口にチェックを入れてください。)

プラン名	特典	協賛料金	申込	
オフィシャルスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンファレンスセッション1枠のご提供(45分)※注1</li> <li>●出展料金を25%割引</li> <li>●公式ガイドブックへの広告掲載</li> <li>●カタログコーナーにて資料設置</li> <li>●公式ガイドブック、ウェブサイト、招待券および会場内サインでのロゴ掲載</li> <li>●ネットワーキングレセプションへご招待(4名まで)</li> <li>●コンファレンスのフリー聴講(4名まで)</li> <li>●スタジアム・アリーナ視察ツアーの参加(3名まで)</li> </ul>	¥1,000,000	<input type="checkbox"/>	
ネットワーキングレセプション協賛	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レセプションタイトルに貴社名を表記</li> <li>●公式ガイドブック、ウェブサイト、招待券および会場内サインでのロゴ掲載</li> <li>●ネットワーキングレセプションでのスピーチ</li> <li>●ネットワーキングレセプションへご招待(10名まで)</li> <li>●対象参加者: 出展者、スピーカー、企画委員会メンバー</li> </ul>	¥1,000,000	<input type="checkbox"/>	
コンファレンス協賛【3者限定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンファレンスセッション1枠(45分)のご提供 ※注1</li> <li>●公式ガイドブック、ウェブサイト、招待券および会場内サインでのロゴ掲載</li> </ul>	¥600,000	<input type="checkbox"/>	
コーヒーブレイク協賛	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コーヒーブレイクエリアで貴社名を表記</li> <li>●公式ガイドブック、ウェブサイト、招待券および会場内サインでのロゴ掲載</li> <li>●対象参加者: コンファレンス聴講者、スピーカー、企画委員会メンバー</li> </ul>	¥600,000	<input type="checkbox"/>	
スタジアム・アリーナ視察ツアー協賛	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スタジアム・アリーナ視察ツアーの参加(10名まで)</li> <li>●スタジアム・アリーナ視察ツアー参加者に資料配布が可能</li> <li>●公式ガイドブック、ウェブサイト、招待券および会場内サインでのロゴ掲載</li> <li>●対象参加者: スタジアム・アリーナ視察ツアー参加者</li> </ul>	¥300,000	<input type="checkbox"/>	
ガイドブック広告掲載	媒体名: スポーツビジネスジャパン2019 together with スタジアム & アリーナ2019公式ガイドブック 発行部数: 5,000部(予定)	表2	¥150,000	<input type="checkbox"/>
		表3	¥100,000	<input type="checkbox"/>
		表4	¥200,000	<input type="checkbox"/>
		中面1P	¥50,000	<input type="checkbox"/>

※注1: セッション案は企画委員会にて検討した案より選定していただけます。詳細は事務局へお問合せください。  
※料金は全て税別となります。

※お申込後、事務局より税込みのご請求書を発行いたしますので、期日までにお振込みください。

※消費税率に変更があった場合は、申込時期に関わらず展示会開催時点での適用税率に基づく消費税等額を申し受けます。

※旧消費税率でお支払いいただいた場合は、改定消費税率との差額を申し受けます。あらかじめご了承ください。

合計  
金額

¥

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当者印1	担当者印2	承認印	備考

【個人情報の取り扱いについて】ご提出いただきました個人情報につきまして、今後事務局から展示会情報などのご案内(ダイレクトメール・E-mail)をお送りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、ご提出いただきました個人情報は、事務局にて厳重に管理いたします。また、事務局が管理するご自身の情報について、修正、展示会情報等の受け取りの停止、データベースからの登録抹消を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

# 協賛規約

## 1. 契約の成立

- 協賛申込者(以下「申込者」という。)は、本規約に同意のうえ、申込期限内に協賛申込書(以下「申込書」という。)を主催者に提出することにより本展示会に申込みものとします。
- 主催者は、申込書を受領後、審査のうえ、協賛を承認することにより協賛契約(以下「契約」という。)が成立するものとします。主催者は、審査において、協賛の内容が本展示会の趣旨に適さないと判断した場合、協賛をお断りすることがあります。この場合、申込者に生ずる損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 申込者は、契約の成立により、協賛者として本規約を遵守する義務が発生します。

## 2. 申込内容の変更

協賛者は、申込書に記載された協賛者の名称または協賛プランに変更が生じた場合、事前に主催者に申出て承認を得るものとします。

## 3. 協賛料金の支払い

- 主催者は、契約の成立後、協賛者に協賛料金(以下「料金」という。)を請求します。
- 協賛者は、料金を支払期限(2019年9月30日(月))までに主催者が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は協賛者が負担するものとします。
- 支払期限内に料金の支払いがない場合、主催者は協賛者が契約を解約したものとみなします。この場合、協賛者は直ちに解約料を主催者に支払うものとします。

## 4. 契約成立後の解約

- 協賛者が、契約の解約を希望する場合、主催者へ書面で通知すると共に、以下の通り解約料を支払うものとします。

申込内容	書面による解約の申出を受理した日	解約料
コンファレンス協賛	2019年5月10日(金)まで	料金の50%相当額
	2019年5月11日(土)以降	料金の100%相当額
その他協賛プラン	2019年8月30日(金)まで	料金の50%相当額
	2019年8月31日(土)以降	料金の100%相当額

- 協賛者が料金を解約時に未だ支払っていないときは、直ちに解約料を主催者が支払うものとします。なお、協賛者から受領済の料金が解約料相当額を超過している場合、主催者は超過額から振込手数料を控除した金額を協賛者の指定する銀行口座に振込む方法により返還します。

## 5. 書類の提出

申込書を正式に主催者が受領した後、協賛者は主催者から提出を求められるすべての書類を指定期日までに提出するものとします。

## 6. 禁止事項

主催者は、協賛者が、次のいずれかの行為またはこれに類似する行為を禁止し、協賛者が当該禁止行為を行った場合には、直ちに契約内容の変更または協賛の取りやめを要請することができます。要請を受けた協賛者は、自己の費用において、直ちに契約内容の変更または協賛を取りやめるものとします。

- 会場の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。
- 来場者および出展者に迷惑となる行為(騒音、悪臭、パフォーマンス等)をすること。
- 会場の利用規則等に定める禁止行為をすること。
- 会場内において協賛者と来場者間で現金の授受を伴う物品サービスの提供行為(即売行為)をすること。
- その他主催者が本展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると判断した行為をすること。

## 7. 損害賠償

協賛者は、自己または関係者の故意もしくは過失によって、来場者その他第三者の生命・身体・知的財産権・肖像権等の侵害もしくは個人情報の漏洩、または会場の建物・設備等、出展物等もしくは主催者の備品等の毀損・汚損等により、主催者または第三者に損害を及ぼした場合、当該損害の賠償責任を負うものとします。

## 8. 展示会の変更・中止

主催者が、天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、法令の制定・改廃等、ストライキ、または新型インフルエンザ等の感染症など、不可抗力の発生により本展示会の開催が困難であると判断した場合、主催者は本展示会の開催の延期または中止、会期の短縮を決定します。なお、主催者は、本展示会を中止した場合、料金から必要経費を差し引いた上で協賛者に返金し、それ以外に協賛者に生じた費用および損害などについて一切の責任を負わないものとします。

## 9. 法令・規約等の遵守

- 協賛者は、会場に適用される防火その他の安全に関する法令等、会場の利用規則、本規約等に定める規則を自ら遵守し、または代理人その他の関係者をして遵守せしめるものとします。
- 協賛者は、本展示会において来場者その他第三者から個人情報を取得する場合、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、適切に取得し取扱うものとします。
- 協賛者は、主催者に対し、契約成立時において、自己ならびに代表者、役員および実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。なお、協賛者は、主催者が該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、当該調査に協力し、主催者が必要と判断する資料を提出しなければなりません。

## 10. 契約の解除

主催者は、協賛者が次のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告なしに、契約を解除することができます。

- 本規約のいずれかに違反したとき。
- 支払停止または不渡り処分を受けたとき。
- 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき。
- 差押え、仮差押え、強制執行等の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 破産、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあったとき。

## 11. 裁判管轄

本規約に基づいて締結する契約に関して訴訟の必要が生じた場合、第一審の専属的管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに、主催者および協賛者は合意するものとします。

以上